

議案第3号

一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月21日提出

桐生市長 荒木 恵 司

一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年桐生市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第17条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第17条第4項から第6項まで(桐生市職員の育児休業等に関する条例(平成4年桐生市条例第2号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第18条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応

- じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 新給与条例第17条第2項に規定する特定幹部職員(次号イにおいて「特定幹部職員」という。) 107.5分の15
 - ウ 桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
 - イ 特定幹部職員 62.5分の10
(規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議 案 説 明

議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

国に準じて期末手当の支給月数の引下げを行うため、所要の改正を行おうとするものです。